

「令和8年度映像コンテンツ等による宮城県の魅力発信事業」 業務基本仕様書

1 業務の名称

令和8年度映像コンテンツ等による宮城県の魅力発信事業

2 業務の目的

本県の令和7年の国籍別外国人延べ宿泊者数は約96万人泊と過去最高を記録し、その勢いは現在も継続している。

令和6年の仙台空港-香港便、そして令和7年の仙台空港-タイ便の新規就航など、海外も日本の地方観光に注力する中、円安も背景に、今後もインバウンドの更なる増加が見込まれており、本県への更なる誘客のためには、海外への魅力的な情報発信を行うことがますます重要となってきた。

昨今、観光情報の収集から予約・購買に至るプロセスはデジタルへと着実に移行しており、観光分野におけるDXは一層加速している。インバウンド消費動向調査（2023年）によると、旅行出発前に役に立った旅行情報源の1位は個人のブログ、2位はSNS、3位は動画サイトとなっており、動画等による観光情報の発信と、ユーザーへの多角的なアプローチは極めて重要となっている。

本業務は、情報収集の短時間化や視聴行動の多様化といった現代のトレンドを的確に捉え、ダイナミックな映像展開や視聴者の感性に訴えかける構成など、世界水準の映像表現を用いることで、宮城県の新たな魅力や潜在的なブランド力を効果的にアピールすることにより、本県の認知度向上とブランド価値の確立を図るとともに、「選ばれる観光地」としての強い来訪動機を創出することを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 本県の魅力を発信するPR映像の制作

イ 本県観光の認知度拡大及びブランドイメージ向上を図るため、「選ばれる観光地」としての宮城県の魅力を直感的に訴求できるよう、最新の映像技法を用いたダイナミックな臨場感と、視覚と聴覚に訴えかける躍動感のあるPR映像を制作すること。特に、FIT（Foreign Independent Tour）層の旅行意欲を刺激し、具体的な旅行計画への行動変容を促す映像を目指すこと。

ロ メインターゲットは、香港市場及び台湾市場における10代から30代を中心とす

る、SNS等のデジタルメディアを日常的に活用し視覚的なインパクトやストーリー性を重視する層とする。

ハ テーマの設定及びスポットの選定にあたっては、既存の観光PR動画との差別化を図り、ターゲットの潜在的欲求に刺さる切り口を提案するものとし、発注者と調整の上、決定すること。なお、撮影等に係る交通機関等の手配及び施設等への許諾申請は受注者が行うこと。また、映像内容には、本県を代表するコンテンツ（米文化・侍文化・桜・祭・樹氷・果物等）を現代的かつスタイリッシュに再解釈して盛り込むとともに、隠れた絶景やローカル体験等本県ならではの特別感を想起させる、バリエーション豊かなコンテンツを含めること。

ニ テーマの設定及びスポットの選定と合わせて、年間の撮影計画を策定すること。なお撮影計画の策定にあたっては、移動コストや滞在費の効率化を図るため、特定エリアでの集中ロケや、下記アのスチール撮影と同時並行で行うなど、効率的な機材運用やスタッフ編成を提案すること。またロケハンについては、オンライン等による確認を最大限活用し、現地への移動回数を最小限に抑える工夫をすること。

ホ 製作する映像は、以下の構成を基本とする。本業務においては、総合版をメインマスターとして高密度に製作し、その撮影素材および編集済カットを最大限に活用及び再構成することで、テーマ別及びSNS用映像を効率的かつ統一感を持って展開するワークフローを提案すること。なおテーマ別映像については、総合版の単なる抽出や短縮版ではなく、各テーマに最適化した構成により、独立した映像作品として成立させること。

内容	映像長	本数
総合版	60秒程度	1本程度
テーマ別	30秒程度	2本程度
SNS用（縦型(9:16)、広告・リール用）	15秒程度	2本以上
合計		5本以上

本業務においては、映像そのものの圧倒的な訴求力が不可欠である。特に、視聴開始から最初の3秒間をフックとして最重視し、瞬時に視聴者の関心を捉えるインパクトのある映像表現を用いること。また視聴完了率を高めるため、飽きさせないスピーディーなカット、ダイナミックなカメラワーク及び映像とシンクロしたサウンドデザイン等の魅力的な演出を加えることで、最後まで没入感を維持させる構成とすること。

ヘ 映像はナレーションや台詞を用いないノンバーバル（非言語）形式を基本とし、音楽、環境音、および視覚効果等により構成すること。音楽については、映像の世界観に合致する高品質な有料ストック音源（ロイヤリティフリー楽曲）等の活用を認める。ただし、単にBGMとして流すのではなく、映像の動きと音を緻密にシンクロさせることで、視聴者の没入感を高める編集を行うこと。また、使用する音楽

- や効果音は、本県が将来にわたり国内外のあらゆる媒体（WEB、SNS、サイネージ、イベント等）で期限の定めなく無償で二次利用できる商用利用ライセンスを完全にクリアしたものであること。そして、視聴者の利便性を向上させるため、地名や施設名等は日本語および英語のテロップを適宜挿入すること。テロップのデザインは、映像の躍動感や洗練された世界観を損なわない現代的なものとする。
- ト 映像の撮影は原則として4K以上の高解像度かつ高ビットレートで行うものとする。納品にあたっては、ウェブ配信やSNS投稿に最適化されたフルHD（1080p）を基本とする。ただし、将来的な大画面投影等を考慮し、総合版映像（60秒）については、4Kマスターデータを納品すること。なおSNS用の短尺版については、スマートフォンでの全画面視聴に適した縦型（9:16）のアスペクト比による納品を必須とし、メインとなる総合版映像の素材を最大限活用し、再編集を施すこと。ただし、全てのカットを縦型専用で別撮りすることを求めるものではなく、撮影時にあらかじめ縦型への切り出しを想定した構図で収録するなど、工夫によりクオリティと効率の両立を図ること。
- チ 映像の一部は、デジタルサイネージでの放映も想定し、縦型の放映に対応すること。
- リ 映像にモデルを使用する場合は、外国人モデルとし、その選定にあたっては、対象市場の特性等を考慮すること。モデルの選定にあたっては、国内在住の外国人モデルやインフルエンサーを優先的に検討し、招へい等による過度な経費発生を抑制すること。なおモデルの使用期間については、原則として納品後2年間とするが、SNSへの投稿、および本県が保有する広報媒体でのアーカイブ利用については、期間の定めのない使用を前提とした契約とすること。なお、ここでの使用範囲には、本県が許可する市町村や観光協会等の第三者による活用も含むものとし、肖像権等の権利処理については、将来的な広報展開に支障がないよう受注者の責任において適切に行うこと。
- ヌ 撮影および編集にあたっては、高度な専門技術を有し、本県の魅力を国際的な視点で表現できる撮影者・クリエイターを起用すること。特に、ダイナミックなカメラワーク（シネマティックなジンバル操作やドローン撮影等）及び環境音・楽曲と映像を緻密にシンクロさせ、没入感を高める編集技法に長けた体制を整えること。また、過去5年以内に、日本国内または海外において、企業・自治体のブランドイメージ向上に大きく寄与した制作実績、あるいはSNS等におけるインバウンド向け動画で高い視聴維持率やエンゲージメントを獲得した実績又はそれに準ずる高い表現技術を有するクリエイターを起用すること。なお、提案にあたっては、起用予定のクリエイターが手掛けた過去作品（ポートフォリオ）に関する情報を提出し、上記技術（映像美・音響設計・SNSでのフック作り等）を証明すること。また、ドローン等を使用する場合に必要な手続きは受注者が確実に行うこと。

ル 受注者が保有するストック素材等を最大限に活用し、カラーグレーディング（色調補正）等により新規撮影素材と世界観を統一させる構成を提案することにより、新規撮影日数の圧縮及びクリエイティブ編集への予算重点配分を図ること。なお受注者が保有するストック素材等を活用する場合、著作権は受注者に帰属したままとし、本県に対し、本業務の目的（国内外のあらゆる媒体での広報、第三者への二次利用許諾等）の範囲内において、無期限かつ無償で使用できる独占的または非独占的な利用許諾を与えるものとする。これにより、新規撮影素材と世界観を統一させつつ、新規撮影日数の圧縮及びクリエイティブ編集への予算重点配分を図ること。

ヲ 映像制作と並行し、本事業の広報活動（WEBサイト、SNS、広告、パンフレット等）に使用するPR写真を撮影すること。なお撮影にあたっては、映像撮影スタッフによる兼務や動画素材からの高精度な切り出しを活用するなど、効率的な体制で実施することとし、点数は少なくとも20点以上のデジタルデータを納品すること。なお納品データは、加工済みの高画質デジタルデータ（JPEG/TIFF等）を基本とする。ただし、将来的なポスター制作等での活用を想定し、発注者が指定する主要なカットについては、未加工の撮影データ（RAW等）を無償で提供可能な体制を整えておくこと。なお、全データの保存については、納品後最低2年間は受注者側で適切に管理し、必要に応じて提供の相談に応じられること。

（2）映像・画像を活用した情報発信

イ （1）で制作する映像等を活用し、動画配信サイト上で放映すること等により、本県の認知度向上を図ること。

ロ 広告による視聴誘導を行う場合の重点対象市場は、香港及び台湾の2市場とする。なお、その他の市場（タイ、シンガポール、中国等）への展開については、予算の範囲内で優先順位をつけた効率的な運用案を提案すること。

ハ 動画配信サイト等の選定にあたっては、各市場のユーザー属性に基づき、訪日旅行に関心の高い層にピンポイントで到達させるターゲティング手法を提案すること。また配信形式についても、スキップ不可動画やインフィード広告など、映像の特性を活かせる形式を組み合わせること。

ニ プラットフォームとして、YouTubeチャンネル「Visit Miyagi」([Visit Miyagi - YouTube](#))を活用しても構わない。

ホ 動画配信サイト等で得られた属性データ（年齢、性別、地域、視聴完了率、離脱ポイント等）を詳細に把握・分析すること。分析結果については、単なる数値報告に留まらず、次年度以降の観光戦略やコンテンツ制作に活かすための具体的な考察・提言を報告書に含めること。

（3）その他事業の効果を高める取組

イ 本県や東北他県、日本政府観光局（J N T O）等が制作した既存の素材を効果的に活用するだけでなく、観光庁の事業や民間航空会社、旅行会社等が実施するキャンペーン等との連動を検討し、単独予算では到達できない層への情報拡散を図ること。また過去のデータを分析し、クリック率の低い手法を排除する等の選択と集中により投資対効果を最大化させること。

ロ 上記（１）及び（２）のほか、予算の範囲内で、本県のブランド価値を高め、インバウンド誘客を加速させる独創的な取組を自由に提案すること。特に、SNSでの二次拡散を誘発する仕掛けや、撮影機材や制作プロセスの工夫によるコスト低減と高クオリティを両立させる手法等による予算以上の波及効果を生むための具体策を提案すること。

（４）効果測定・分析

本事業の効果を客観的に把握するため、制作した映像の視聴数や視聴完了率、SNSでのエンゲージメント数及び公式サイトへの誘導数等の指標から本業務に最適なK P Iを適切に設定し、プロモーション結果の詳細な分析を行うこと。なおK P Iの設定にあたっては、ターゲットの旅行意欲や行動変容をいかに捉えるかなど、指標の妥当性を確認できる根拠を示すこと。また、広告配信等から得られた属性データ（国・地域、年代、性別等）や視聴動向を基に本事業を総括し、次年度以降の本県への誘客拡大につながる効果的なデジタルプロモーション手法やコンテンツ制作の在り方について提案を行うこと。

5 業務の目標

以下の指標を目安とする。

アウトプット	映像の製作数	5本以上
	写真の製作数	20点以上
アウトカム	映像視聴完了率	25%以上 ※プラットフォームの平均以上
	上記のほか、企画提案に基づく適切な目標値を設定すること。	適宜

6 業務の基本方針

- （１）本事業の業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制（担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること）を示すこと。
- （２）本業務の進捗状況は、本県に随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、定量的成果についても随時報告を行い、協議内容を踏まえた最適な事業展開を図ること。

- (3) 業務の実施にあたり、クリエイティブを製作する場合、外国人目線で製作すること。
- (4) 外国語表記に際しては、対象市場の旅行者を考慮するとともに、製作後明らかな誤訳や不適切な表現等が見つかった場合は、速やかに無償で訂正作業を行うこと。
- (5) 事業終了後は速やかに事業報告書及び事業報告書概要版を作成し、業務完了報告書と合わせて提出すること。
- (6) 最終的な実施内容については、発注者と協議の上で実施すること。

7 事業報告

- (1) 受注者は、以下の成果物を事業終了の日から1か月が経過した日又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに提出すること。

イ 委託業務完了報告書(指定様式)

ロ 事業報告書(事業実施内容等の分かるもの)

ハ 成果品のデータが格納されたCD-ROM又はUSBメモリ等

- (2) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部観光戦略課 海外誘客推進班

(宮城県庁行政庁舎14階)

8 目的物(成果品)

- (1) 本業務による成果品の一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、成果品の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利(以下、「権利留保分」)については、受託者に留保するものとし、この場合、本県は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わすこと。使用期間については、原則として納品後2年間、本業務の目的の範囲内において無償・無制限で使用できるものとする。ただし、将来的な継続利用を考慮し、使用期間終了後の延長使用料をあらかじめ設定した上で契約を締結し、発注者にその内容を報告すること。なお、発注者が、納品された映像素材(カット割りの前の素材を含む)を用いて、広報目的のために必要な軽微な改変(静止画や短尺動画としての切り出し、他の広報動画への部分的な挿入等)を自らまたは第三者を介して行うことができるよう、あらかじめ権利処理を行うこと。
- (4) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取

り交わし、発注者が成果品を原則として無期限に、かつ二次利用・再編集等が可能な状態で利用できるよう努めること。ただし、権利者の意向等により期間や用途に制限が生じる場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得るものとする。

- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 成果品については、本県の観光振興を目的とした関係機関への素材提供など、二次的利用が可能なよう対応すること。また、上記（3）及び上記（4）の権利処理にあたっては、第三者への素材提供が含まれることを前提に行うこと。

9 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。また、各国法に準拠した個人情報保護の対応を行うこと。

10 その他

- (1) 台風、地震など自然災害等のやむを得ない事情により発注者の判断で事業を中止する場合には、中止が決定するまでに要した経費（キャンセルに係る費用を含む。）の実費のみを支払うこととし、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更する。

なお、変更契約額の確定に当たり、証憑書類の写し等の提出を求めることがある。

- (2) (1) の他、疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、実施することとする。
- (3) 委託業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、発注者のインバウンド全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (6) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (7) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概

要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者が承諾した場合はこの限りでない。

- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
- (9) 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。